

桜井 区画整理ニュース

vol.39

2015年3月

(都)南安城桜井線・(都)桜井南線交差点を整備しました。



整備前の様子



(都)南安城桜井線

(都)桜井南線

赤線が整備後の
道路幅



道路幅を広げたことで、見通しのよい交差点となりました。

また、歩道の幅を広くしたことで、歩行者が安全に通行できるようになりました。

あこがれタウン
さくらい

21世紀の安城市の拠点づくり

安城市

平成26年度 主な工事箇所

図面は将来の設計図です。まだ道路や宅地造成等のできていない箇所があります。

桜井町稲荷西付近(45街区周辺)の区画道路の整備を行っています。



整備中の様子

凡 例

- 公園予定地
- 緑 地
- 主要交差点
- 道路築造工事
- 排水路築造工事



(都)安城蒲郡線・(都)桜井南線交差点及び周辺道路の整備を行っています。



整備中の様子

桜井町蓮台地区の道路整備を行っています。ここには5軒の住宅が建ち並んでいましたが、権利者の皆様にご協力いただき、約1,500㎡の宅地を同時に整備し、区画道路を築造しています。

同時に整備することで、区画整理の進捗を大幅に早めることができました。



整備中の様子

(都)南安城桜井線・(都)桜井駅前線交差点の整備を行っています。



整備中の様子

(都)南安城桜井線・(都)桜井南線交差点の整備を行っています。(表紙)

ジュンベリー
のつぼみがふくらん
できました。



4号緑地、5号緑地整備工事を行っています。ジュンベリーやヒラドツツジが2つの緑地を彩ります。



整備中の様子



整備中の様子

(都)…都市計画道路の名称

工事箇所周辺の皆様にはご不便をおかけしておりますが、ご理解ご協力をお願いいたします。

審議会委員選挙の結果のお知らせ

平成27年1月23日に安城桜井駅周辺特定土地区画整理審議会委員の5年間の任期が満了となり、委員が改選されました。

土地所有者11名、借地権者1名の計12名が立候補され、定員と同数のため、無投票で全員当選となりました。施行規定により市長に選任された、土地区画整理事業について学識経験を有する3名の委員をあわせて、合計15名となります。現委員の任期は平成27年1月24日から5年間で。

また、今回の任期満了により、川澄明旺様、山本浩様、桑克浩様、山本義昭様、野村仁様、大屋明仁様が勇退されました。

永きにわたりありがとうございました。

・土地所有者の委員(敬称略)

岡田 勝 憲 (桜井町)	岡 本 重 幸 (東 町)
岡田 俊 一 (桜井町)	竹 内 由 満 子 (桜井町)
都 築 洋 一 (姫小川町)	谷 崎 正 憲 (桜井町)
都 築 克 洋 (姫小川町)	山 本 正 志 (桜井町)
川 澄 英 治 (桜井町)	平 岩 進 (小川町)
桑 招 正 (桜井町)	

・借地権者の委員

あいち中央農業協同組合
代表理事組合長 石 川 克 則 (御幸本町)

・学識経験者の委員

山 本 清 堯 岡 田 憲 一 大 見 由 紀 雄

審議会会長の声

審議会会長に就任された竹内由満子様(前列右から4人目)にこれからの桜井地区についてお話を聞きました。

・区画整理事業の施行を通じて、どのような変化が印象的ですか?

→区画整理が計画される以前は「いつのことやら」と思っていた公園や下水道の整備が事業の進行に合わせて進んでいることです。

・現在の桜井地区の課題はなんですか?

→新しく土地を求め、この地に住まわれる方が増えている中で、コミュニティを形成していくことです。

・将来、桜井地区がどんなまちになっていくといいと思いますか?

→地権者の皆さんの多大なご負担と公費投入により、新しく生まれ変わるまち。次世代の方々も安心して住み続けられるまちであってほしいと思います。



評価員の選任のお知らせ

退任された古海嵩侑様に代わり、山本和弘様が平成26年4月30日に安城桜井駅周辺特定土地区画整理評価員に選任されました。



桜井リサイクルステーションが移転しました

平成27年2月13日より桜井リサイクルステーションが名鉄高架下からアピタ安城南店駐車場内へ移転しました。



開業時間

- ・夏季(4月から9月)午前10時から午後6時まで
- ・冬季(10月から3月)午前10時から午後5時まで

回収品目

新聞・折込チラシ、雑誌、雑がみ、ダンボール、牛乳パック、古着・タオル・毛布など、ペットボトル、乾電池、蛍光灯・電球、15cm以下の小型電子機器

休業日

・アピタ安城南店の休業日・1月1日から3日

区画整理 進捗状況

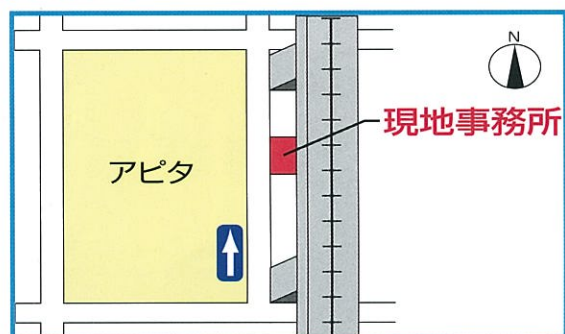
平成27年2月末時点

道路築造率:	69.5%
家屋移転率:	65.6%
使用収益開始率:	48.6%
保留地分譲率:	27.4%

区画整理事業では、区域内の土地所有者等の方々から土地を提供していただき、道路や公園などの公共施設用地の整備を行うほか、保留地(宅地)を整備し、希望者に分譲しています。

工事費や移転補償費等、事業進捗のための整備費用は、国や県などからの補助金や市費のほか、保留地の分譲収入などを財源としています。

桜井現地事務所を 開設しています



毎週月曜日(祝日を除く)は、区画整理課職員が現地事務所でお待ちしています。

予約は不要です。区画整理事業に関するご質問、ご相談等がありましたら、お気軽にお越しください。

(担当職員は当番制となります。)

※開設日時以外でのご相談については予約制となります。

ご希望の方は事前に市役所内区画整理課にご連絡ください。

開設日時：毎週月曜日(祝日を除く)
午後1時～4時

所在地：安城市桜井町貝戸尻28番地
電話：(0566)99-4361

問い合わせ・資料請求先

安城市役所都市整備部 区画整理課

TEL (0566) 76-1111(代表)

TEL (0566) 71-2246(直通)

市民とともに育む

環境首都 **安城**



不要になったら、リサイクルへ
雑がみとして出してください。



環境にやさしい植物油
インキを使用しています。